

全国を対象とした観光需要喚起策 宿泊事業者向け  
**えひめぐり みきゃん旅割（全国旅行支援）取扱要領**  
(2023年4月28日時点)

## 1. 趣旨・目的

---

本取扱要領は、全国旅行支援事業である「えひめぐり みきゃん旅割」事業（以下「本事業」という。）の実施について、宿泊事業者向けに事業の実施に必要な事項を定めるものです。

## 2. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援「えひめぐり みきゃん旅割」）

---

### 1) 概要

---

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

全国旅行支援事業とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

愛媛県では「えひめぐり みきゃん旅割」として全国旅行支援事業が開始されることとなり、「えひめぐり みきゃん旅割」事務局（以下「事務局」という。）を設置して事務を遂行しています。

### 2) 定義等

---

- (1) 本事業による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「えひめぐりデジタルクーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- (2) 本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者（愛媛県民を含む）による愛媛県内を目的とする旅行となります。
- (3) 本事業に係る定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
  - ・「全国を対象とした観光需要喚起策 宿泊事業者向け えひめぐり みきゃん旅割（全国旅行支援）取扱要領」
  - ・「全国を対象とした観光需要喚起策 旅行会社・OTA等旅行事業者向け えひめぐり みきゃん旅割（全国旅行支援）取扱要領」
  - ・「えひめぐり みきゃん旅割（全国旅行支援）えひめぐりデジタルクーポン加盟店 取扱要領」

- ・「えひめぐり みきゃん旅割 宿泊事業者マニュアル電子クーポン対応」
- ・「えひめぐり みきゃん旅割 ワクチン・検査パッケージ宿泊事業者マニュアル電子クーポン対応」（※2023年5月8日以降は不要）
- ・「えひめぐり みきゃん旅割 旅行事業者マニュアル<愛媛県ルール>電子クーポン対応」
- ・「えひめぐり みきゃん旅割 日帰り旅行 旅行事業者マニュアル電子クーポン対応」
- ・「えひめぐり みきゃん旅割 感染症ガイドライン」（※2023年5月8日以降は不要）
- ・「えひめぐり みきゃん旅割 クーポンマニュアル電子クーポン対応」

### 3) 事業期間

---

本事業の事業期間は、

2023年1月10日（火）宿泊分から

2023年6月30日（金）宿泊分（2023年7月1日（土）チェックアウトまで）

【事業期間外：2023年4月29日（土）宿泊～

2023年5月7日（日）宿泊（2023年5月8日（月）チェックアウトまで）】

- ※ 対象：宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品
- ※ 全国旅行支援対象商品販売開始日2022年12月26日（月）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。なお、延長期間分（2023年4月1日～6月30日）の販売開始日は2023年3月21日（火）とします。
- ※ 準備の状況や都道府県・宿泊事業者の予算執行状況や感染症拡大の状況等で開始時期及び終了時期が異なることがあります。
- ※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、本事業を一時的に停止・中止することがあります。
- ※ 「えひめぐり みきゃん旅割」参画事業者登録を事前に行い、えひめぐりデジタルクーポンの「電子クーポン配布用チケット」が手元に届いた時点で販売を開始することができます。

### 4) 補助金の交付対象者

---

（1）旅行・宿泊代金割引補助金（以下「割引補助金」という。）の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行者（以下「旅行者」という。）、県内に施設を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

（2）前項の参画申し込みを行うにあたっては、事務局が別途指定する書類を提出し、審査を受けなければならない。また、宿泊事業者においては、参画する宿泊施設を指定のうえ、申し込みを行わなければならない。

（3）事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、参画旅行者又は参画宿泊事業者として登録し、その旨を通知する。また、要件を満たしていなかった場合においても、その旨を通知する。

## 5) 販売補助金の対象となる商品の販売者

---

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とします。これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、対象となります。

### (1) 「えひめぐり みきゃん旅割」事務局で事業者登録を行う宿泊事業者

#### ① A 参画宿泊事業者

旅行事業者（旅行会社・OTA等）経由の宿泊予約を受け付ける宿泊事業者

#### ② B 参画宿泊事業者

直接、宿泊予約を受け付ける宿泊事業者（愛媛県・事務局が承認した販売補助金枠を管理）

#### ③ A および B 参画宿泊事業者

### (2) 統一窓口で販売登録をする販売者（旅行会社・OTA等の「旅行事業者」）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。なお、旅行サービス手配業は除く。

## 6) 補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

---

宿泊事業者の申し出を受けて、当該事業者が次のいずれにも適合すると認める場合には、参画事業者としての登録が認められ、かつ参画事業者は下記事項を遵守するものとします。

- 1 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての最新の情報（公式ホームページの掲載内容や事務連絡等）に従うこと。
- 2 本事業の定める業界団体ガイドライン（「ワクチン・検査パッケージ宿泊事業者マニュアル電子クーポン対応」ほか）にもとづいて感染拡大防止策を講じていること。（※2023年5月8日以降は不要）
- 3 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- 4 本事業の補助金の対象となる宿泊商品および宿泊サービス等を販売した場合、えひめぐりデジタルクーポンの適切な付与が行われるよう管理を行うこと。
- 5 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 6 販売補助金とえひめぐりデジタルクーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 7 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 8 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- 9 宿泊代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

10 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分の対象外とすること。

11 補助金の申請にあたっては、宿泊事業者として提供する宿泊商品および宿泊サービスが本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

#### 12 反社会的勢力の排除

(ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- iii. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- v. 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(イ) (ア) の ii. から vii. までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

#### 13 既存予約の取扱

すでに予約されている旅行の取扱いについては、県が定める予約受付開始前になされた既存予約は対象外となります。ただし、受注型企画旅行については、確定書面の交付日が販売開始日以降であって、旅行の実施日が事業開始日以降であれば対象となります。

## 7) 補助金の対象となる商品

---

### (1) 対象となる商品

本事業における補助金の対象となる商品は次のとおりです。

- ① 宿泊商品
- ② 宿泊を伴う旅行商品（宿泊）
- ③ 宿泊を伴う旅行商品（交通付き）
- ④ 日帰り旅行商品（登録旅行会社のみ取扱い）

※ 上記「6) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに販売された不適切な商品は対象外です。

- ※ 4)で定める宿直参画登録のある宿泊施設等で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。
- ※ 宿直商品は「B 参画宿泊施設」として登録のある宿泊施設等で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。
- ※ 宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ディユース）であるものは除きます。

## (2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

### ① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- ・ 金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

※ ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

（ア）金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

（イ）記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

（ウ）記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

（エ）その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・ 収入印紙や切手

### ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと。（※2023年5月8日以降は不要）

### ③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

### ④ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

### ⑤ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

### ⑥ 行程に国外の地域が含まれないこと。

### ⑦ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

### ⑧ 上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

## (3) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

### ① 商品全般

- ・ ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ ダイビングライセンス取得講習付き商品
- ・ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・ 接待を伴うコンパニオン付き飲食を伴う商品
- ・ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品

## 8) 「宿直」取扱いによる販売補助金

---

### (1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日 3,000円 休日 2,000円

※ 最低旅行代金等未満の商品は割引補助金の対象となりません。

※ 宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

### (2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の20%

※ ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、宿泊事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

### (3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円

(交通付き宿泊旅行商品 1人1泊あたり 5,000円)

### (4) 地域クーポン「えひめぐりデジタルクーポン」

平日 2,000円 休日 1,000円

※ 平日・休日の取扱は(1) ※のとおり。

※ 市町割引クーポン配布がある場合は市町割引後の支払い旅行代金が、最低旅行代金を下回らないこと、また、クーポンの過配布がないようご注意ください。

### (5) 利用泊数の制限

1旅行予約単位で7泊分まで

### (6) 利用回数の制限

なし

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

## 3. 本事業における参画宿泊事業者の登録手続きについて

---

### 1) 本事業における登録申請

---

#### (1) 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金給付枠と電子クーポン配布用チケットの配分を受けるための申請。

※ なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

#### (2) 登録申請の具体的な手続き

##### ① 申請方法

公式サイトからの申請

※ 公式サイトから申請ができない事業者は、事務局までお問合せください。

② 申請に必要な情報

(ア) 宿泊施設登録申請書

(イ) 参画申込書兼同意書

(ウ) 口座情報（事業者用）

(エ) (ウ) の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、口座証明書、インターネットバンキング  
口座情報記載画面のコピー等

(オ) 営業許可証（旅館業・住宅宿泊事業等の許可届出番号等記載証明書の写し）

(カ) 宿泊補助金給付枠申請書（B 参画のみ）

## 2) 販売補助金給付枠・電子クーポン配布用チケット配付数決定・通知

---

(1) 販売補助金給付枠・電子クーポン配布用チケット配付数の決定・通知

販売補助金給付枠・電子クーポン配布用チケット配付数は、事業所の申請内容と予算枠を踏まえて愛媛県および事務局で協議の上決定し、事務局から事業者宛てに通知するとともにクーポンを配送します。

(2) 販売補助金給付枠・電子クーポン配布用チケット配付数の追加変更・通知

愛媛県および事務局で協議の上割引給付枠・チケット配付数の追加変更が必要であると認められた場合には、改めて事務局から事業者宛てに通知するとともに追加クーポンを配送します。

## 3) 実績報告の期間・方法

---

(1) 実績報告

① 販売補助金給付枠・電子クーポン配布用チケット配付数の決定を受けた宿泊事業者は、当該事業が完了するまでの間、毎月 1 か月間の実績について翌月 7 日までに、次の書類を事務局へ提出してください。

(ア) 宿泊証明書・電子クーポン配布用チケット受領確認書

兼えひめぐりみきゃん旅割利用における同意書（（ア）の裏面）（2023 年 1 月 10 日以降は不要）

(イ) 宿泊・チケット配付実績報告シート

(ウ) 精算払請求書（※実績がない場合「ゼロ」で報告）

② 事務局は、販売補助金の請求があった場合、内容を審査の上適正な内容であることが確認されれば、宿泊事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 電子クーポン配布用チケット返送報告書

① 宿泊事業者は、当該事業が完了したときは、電子クーポン配布用チケットを別途定める期日までに事務局に提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

② 報告は次の書類の提出が必要です。

(ア) 電子クーポン配布用チケット返却報告書【無効・未使用】

(イ) その他必要と認めるもの

#### 4) 補助金交付の条件

---

実績報告書類（月次）をもとに事務局にて審査を行い、適切であると判断されたものが対象となります。

#### 5) 状況報告および調査

---

数値確認の連絡や、予算執行状況の確認を別途させていただく場合があります。また、必要に応じ補助対象者から報告を求め、立ち入り調査を行うことがあります。虚偽の申請と疑われる事案については警察等に相談し対応する場合があります。

#### 6) 補助金の取消し

---

各項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取消することができるものとします。

- (1) 取扱要領などの規程類や行政からの指示等に違反した場合
- (2) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により交付決定をうけたとき
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部、または一部を継続する必要がなくなった場合

#### 7) 補助金の返還

---

補助金の取消をした場合において、既に当該取消にかかる部分に対する補助金が交付されているときは期限を賦して当該補助金の全部または一部の返還を命じます。

### 4. 不正利用の防止

---

参画宿泊事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

### 5. 問い合わせ先

---

本取扱要領に係る問い合わせ先は、下記の事務局になります。

「えひめぐり みきゃん旅割」事務局（宿泊事業者チーム）  
〒790-0001 愛媛県松山市一番町4丁目1-1 大樹生命松山ビル7階  
TEL：089-998-2271(宿泊事業者様用) FAX：089-913-0321  
※電話受付時間(平日)9:30～17:00 土日祝休業  
E-mail：[ehime-ryoko2@bsec.jp](mailto:ehime-ryoko2@bsec.jp)(宿泊事業者様用)  
URL：<https://ehime-micantabiwari.jp>